



(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 7年 3月 31日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

申請者 〒812-0051
 住所 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号
 氏名 株式会社 紙資源
 代表取締役 大津 正樹

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-651-8870 FAX番号 092-651-8878

住所 福岡県福岡市博多区東公園2番20号
 上記代理人 特定行政書士 牛島 信吾
 電話番号 092-642-8550 FAX番号 092-642-8551



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた
 いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	積替え保管を含む・・・ ①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず等（以上3品目については、廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ランプ類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、④汚泥、⑤金属くず（以上2品目については、廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩ガラスくず等、⑪がれき類（以上6品目については石綿含有産業廃棄物を含む。）以上11品目（水銀含有ばいじん等を含まない。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 積替え保管を含まない・・・ ①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、④燃え殻、⑤汚泥、⑥廃油、⑦廃酸、⑧廃アルカリ、⑨紙くず、⑩木くず、⑪繊維くず、⑫動植物性残さ、⑬ゴムくず、⑭鋤さい、⑮がれき類、⑯ダスト類 （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）以上16品目 （特別管理産業廃棄物である物を除く。）
事務所及び事業場の所在地	事務所 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目1番37号 電話番号 092-651-8870 事業場 別紙のとおり 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙のとおり
※事務処理欄	